

ノウハウ使用許諾契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が保有するノウハウについて、以下のとおり、使用許諾契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、使用する用語の意味は以下のとおりとする。

(1) 「本件ノウハウ」

本件製品に関して、甲が本契約締結日現在保有している技術情報であって、本件製品を製造、加工するために必要な情報をいう。

(2) 「本件製品」

本件ノウハウを使用して製造される別紙目録記載の製品をいう。

第2条（使用許諾）

- 1 甲は、乙に対して、本契約に定める条件に従って、乙が、本件ノウハウに基づき、日本国内において本件製品を製造し、販売する非独占的権利を許諾する（以下「本件ライセンス」という。）。
- 2 乙は、本件ライセンスに基づき、第三者に対して本件ノウハウを再使用許諾する権利を有しない。

第3条（ノウハウの提供）

甲は、乙に対して、本契約締結後速やかに、本件ノウハウを記載した説明書を提供し、必要な技術指導を行うものとする。技術指導の内容及びスケジュールは別途協議の上定める。

第4条（対価）

- 1 乙は、甲に対して、本契約に基づく本件ライセンスの許諾の対価を、次の通り支払う。
 - (1) 契約一時金（イニシャルフィー）として〇円（税別）
 - (2) 乙が販売した本件製品の純販売価格の〇%（税別）
- 2 乙は、本契約締結日から〇日以内に、前項第1号に定める金額を、甲の指定する銀行口座に振り込み支払う。なお、振込手数料は乙の負担とし、以下本条において同様とする。
- 3 乙は、毎月1日から末日までに販売した本件製品の純販売価格に基づき算出される本条第1項第2号に定める金額を、翌月末日までに、甲の指定する銀行口座

に振り込み支払う。

第5条（報告）

乙は、甲に対して、毎月1日から末日までに販売した本件製品の販売数量、販売価格および純販売価格等を翌月〇日までに集計の上、書面により報告しなければならない。

第6条（改良技術）

- 1 乙は、本契約の有効期間中、本件ノウハウに関し取得した改良技術に関する情報を甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項に基づき甲に通知した改良技術に関する情報について、甲から要求がある場合には、別途協議の上合意した条件に基づいて、その使用許諾を行うものとする。この場合、当該改良技術が、特許権の対象となる発明または実用新案権の対象となる考案に該当する可能性があるときは、乙は、直ちにその旨を甲に通知し、その取扱いについて甲乙協議の上、対応を合意の上決定するものとする。

第7条（侵害の排除）

- 1 乙は、本件ノウハウが第三者により侵害され、または、侵害されるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に対して、その旨を通知する。
- 2 乙は、甲において第三者に対する訴訟提起その他の法的手段を講じる場合には、甲の求めに応じ、必要な協力を行うものとする。

第8条（秘密保持）

- 1 甲および乙は、本契約に基づき相手方から開示された本件ノウハウおよびその他の営業上、技術上の一切の情報を秘密情報として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなしに、第三者に開示しないものとする。ただし、次の各号の一つに該当するものについてはこの限りではない。
 - ① 開示を受けたときに、既に受領当事者が知っていたもの。
 - ② 受領当事者の責によらずに、既に公知となっていたか、またはその後公知となったもの。
 - ③ 正当な権限を有する第三者から入手したもの。
 - ④ 開示を受けた秘密情報によらず受領当事者が独自に開発したもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲および乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を開示することができる。
 - ① 本件業務遂行のために必要な範囲で、秘密情報であることを明示した上で、委任した弁護士、公認会計士、税理士等に秘密情報を開示する場合

- ② 法令に基づき官公庁、裁判所または捜査機関等から秘密情報の開示を義務づけられた場合

以下、契約解除条項、専属合意管轄条項等等省略